



令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金

**あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を
申請不要で受け取れます！**

1. 支給対象者

下記に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

**令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金
(前回の給付金)の支給対象者**であった方

(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

2. 支給対象児童

令和4年度給付金の支給算定対象児童 (2004年(平成16年)4月2日から2023年(令和5年)2月28日生まれの児童 (障害児は2002年(平成14年)4月2日生まれ以降))

3. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

4. 支給の手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 6月9日に、令和4年度給付金を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合は、届出が必要となりますので、福祉敬愛課児童福祉係へ連絡いただき、受給拒否届出書を6月1日までに福祉敬愛課児童福祉係へご提出ください(郵送の場合は当日必着)。届出書は、本巢市ホームページからダウンロードできます。

※令和4年度給付金の指定口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。(遅れて確定申告を行った結果、住民税課税になった場合、1人の児童について二重に受給した場合など)

*お問い合わせは下記までお電話ください。

■ 本巢市役所

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」窓口

058-323-7752

(受付時間:平日8:30~17:15)